

市の健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(地方公共団体の財政に関する比率を明らかにすることにより、財政の早期健全化・再生を図るための法律で、平成19年6月に公布されました)に基づき、平成19年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率を算定したので公表します。

問 財政課 (☎826-1111 内線2217)

健全化判断比率

実質赤字比率 0%

実質赤字比率とは、市の一般会計等において、翌年度の歳入を繰り上げて充用したり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどの実質的な赤字が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標です。

市では、平成19年度決算において実質赤字がないため、実質赤字比率は0%となっています。

連結実質赤字比率 0%

連結実質赤字比率とは、特別会計を含めた市の全会計を合算した結果の実質赤字が、財政規模に対して、どの程度の割合になっているかを示す指標です。

市では、平成19年度決算において、どの会計においても実質赤字がないため、連結実質赤字比率は0%となっています。

実質公債費比率 11.6%

実質公債費比率とは、一般会計等における借入金(地方債)償還額に、特別会計における地方債償還額のうちの一般会計負担分などを加えた実質的な公債費が、財政規模に対して、どの程度の割合になっているかを示す指標です。

市の平成19年度決算に基づく実質公債費比率は11.6%であり、早期健全化基準25.0%を下回っています。

将来負担比率 73.7%

将来負担比率とは、一般会計等の地方債残高や特別会計の地方債残高のうちの一般会計負担見込み、また、市の全職員が退職すると仮定した場合の退職金支払見込みなどに加え、土地開発公社等の関係団体の負債などを含めた将来的な負担見込みが、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標です。

市の平成19年度決算に基づく将来負担比率は73.7%であり、早期健全化基準350.0%を下回っています。

※健全化判断比率の算定に用いる財政規模は、市の標準的な状態で収入されると考えられる経常的な一般財源の規模(標準財政規模)であり、平成19年度の標準財政規模は、282億2000万円です(臨時財政対策債発行可能額を含む)。

※健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになっています。

資金不足比率

資金不足比率 0%

資金不足比率とは、市の公営企業において生じている赤字(資金不足)が、事業規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標です。

市では、どの公営企業においても資金不足がないため、資金不足比率は0%となっています。

※市の公営企業としては、下水道事業、公設地方卸売市場事業、農業集落排水事業、土浦駅前北地区市街地再開発事業、水道事業を実施しています。

※資金不足比率の算定に用いる事業規模は、公営企業における標準財政規模に相当するものであり、主に営業収益によるものです。